



# 身体拘束適正化委員会の運営 事例検討

令和7年度 管理者・設置者コース研修

沖縄県社会福祉士会 障害者支援委員会 富永幸男



# この時間で学ぶこと



1. 事例とロールプレイを通じて、身体拘束の同意や家族への説明について、拘束の3要件について理解する。
  2. 行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。
  3. 拘束が起きる職員の葛藤と組織の視点を知る
- 

# 身体拘束はなぜ問題なのか？

全ての人には自分の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3 家族にも大きな精神的負担
- 4 職員のモチベーション・支援技術の低下

→身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

# 正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」第48条(身体拘束等の禁止)

<緊急やむを得ない場合を除く>

## 身体拘束の具体例

- ①車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

# やむを得ず身体拘束を行うときの3つの最低要件

- ①**切迫性** :利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②**非代替性** :身体拘束や行動制限を行う以外に**代替方法がないこと**
- ③**一時性** :身体拘束その他の行動制限が**一時的であること**

・原則は**身体拘束は違法である**という認識が重要

・上記3要件を**すべて満たす**ことが最低要件になる。

また、要件を満たしても拘束の**免罪符**になるわけではない。

「誰の為」「何のため」「他に方法はないのか？」を常に考え、疑問を持ちながら

**廃止に向けた取り組みを行う**ことが大切。

# 緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール・手続き

「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準第48条 2

## (1) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

## (2) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る(同意書の作成)

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する

## (3) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

身体拘束を行ったときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録する



# 個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価 + 追加	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち体で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） サービス管理責任者 生活支援員	+ 評価
------------	-----------------------------	----------------------------	---	------

個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです

# 身体拘束の3要件に該当しなくなったら

---

- すぐに解除
  - 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。
  - この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。
-

# 身体拘束適正化に関する義務

---

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ② 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**すること

※虐待防止委員会と一体的な運用も可能  
身体拘束適正化未実施減算⇒所定単位の10%

---



# 事例を通じて ロールプレイ



## ロールプレイ基本情報 事例 居室の施錠 ①

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。職員が間に入ることでなんとなくやり過ごしていましたが、入所から5ヶ月ほど経過すると、誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい、他害を防ぐことが困難になってきました。

また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし、職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに課題行動を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせてしまう事故が発生しました。

勤務していた3人の職員はその場で話し合い、Yさんを居室に誘導して施錠しました。

## ロールプレイ基本情報 事例 居室の施錠 ②

その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

- ① 玄関前の居室へ引っ越す(本人用のスペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーテーションを配置して環境を分離した)。
- ② 壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。
- ③ 職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいためYさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。
- ④ 利用者誘導や外部の方(清掃職員、医師の確認、見学者など)ユニットに入る際には、居室へ誘導してパーテーションを立て、合わせて居室の施錠対応もしていた。

※行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことを統一した。

# 自己紹介・ロールプレイ配役設定①(15分)



自己紹介(所属先・氏名・最近うれしかったこと・身体拘束のある利用者さんの有無)

配役を決める(10分で配役を決める)

設定:身体拘束を行うことを、家族へ説明を行い、同意を得る。

①サービス管理責任者 ( )

②生活支援員 ( )

③家族1 ( )

④家族2 ( )

⑤任意の参加者 ( )

\*配役⑤については、自由に設定可(例:相談支援専門員、管理者等)



# ロールプレイ役作り(20分)

---

- サビ管・支援員・管理者チーム:ご家族に対して、身体拘束が適正である理由、どのような手順で、どのような内容を伝えるかまとめ、ご家族に納得していただけるように話し合う。
  - 家族チーム:身体拘束をしてほしくない気持ちを、どう事業所側に伝えるかをまとめる。
    - 
    - 
    - 
    -
-

# ロールプレイ 面談当日（10分）

---

1. サービス管理責任者役、生活支援員役（管理者役）は身体拘束について説明をして、同意を得る。
  2. 家族役（相談員役）は、基本姿勢として身体拘束について同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を通す。
-

# ロールプレイの感想をシェアする(10分)

---

1. サービス管理責任者役、生活支援員役は家族への説明を実施して、難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。
    - ・説明中、一番言いにくかったことは？
    - ・もし、同意が取れなかったら、自分一人で抱え込んでいませんか
  2. 家族役は事業所側からの説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。
    - ・説明を受けたとき、一番つらかった言葉／態度は？
    - ・同意したとしても、本当は何が一番苦しかった？
-



休憩 10分



# 発表(10分)



- 説明の難しかったところ
- 意見が分かれたところ
- 一番言いにくかった言葉 言ってほしかった言葉
- 一番苦しかったこと
- 等々



# 身体拘束を許容する考え方を問い直そう

---

身体拘束は行う理由として、障害者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する 경우가ほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。

→同意はすべてが許される**免罪符**ではない。

家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と日頃からの家族との関係性作りが重要です。

---

# 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

---

①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る  
工夫

1. 徘徊そのものを問題として考えるのではなく、**そのような行動をする原因、理由を究明し、対応策をとる**
  2. 転倒しても骨折やけがをしないような**環境を整える**
  3. **スキンシップ**を図る、見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく
-

# 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

---

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる

## 工夫

1. おむつに頼らない排せつを目指す
  2. 脱衣やおむつはずしの原因や目的を究明し、それを除くようにする
  3. かゆみや不快感を取り除く
  4. 見守りを強化するとともに、他に関心を向けるようにする
-

# 身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

---

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

## ①身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言われることがある。

- ・徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ・転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険行為な行動
- ・かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ・姿勢の崩れ、体位保持が困難であること

・しかし、それらの状況には必ず**その人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や環境に問題がある**ことも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。

---

# 身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則

---

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

## ②5つの基本的ケアを徹底する

•そのためには、まず、**基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である**。①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する(アクティビティ)という5つの基本的事項について、その人にあった十分なケアを徹底することである。

•例えば、「③排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできないといった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。

---

# 身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則

---

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

## ③身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

- 身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。
  - 「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく**過程で提起された様々な課題**を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。
-

# 判断の背景にある「不安」を考える

---

ロールプレイを通して、次の問いが残りました

- ・拘束を行うとき、一番大きかった不安は何でしたか
- ・夜勤1名体制だったら、判断は変わっていたでしょうか
- ・管理者が隣にいたら、判断はどう変わっていたと思いますか

これらの問いが示していること

- ・身体拘束は「不安」と「責任」が集中した場面で生じやすい
  - ・判断は個人の資質だけでなく、人員配置や業務量、相談体制に左右される
  - ・身体拘束の問題は、組織全体で考える必要がある
-

# 判断を一人にしない組織へ

---

## 現場に生じる葛藤

- 身体拘束は悪意ではなく、不安と責任の集中から起きる
- 事故・家族対応・責任追及等への不安が判断を追い込む
- 多くの場合、判断は孤立した状態で行われている

## 葛藤を拾うということ

- 葛藤・迷いは支援を真剣に考えている証拠
- 「語られない葛藤」が身体拘束を固定化させる
- 共有されて初めて解除に向かう検討が始まる

## 組織の視点

- 判断を個人に背負わせない仕組みが必要
  - **身体拘束適正化委員会**は拘束の正誤判定ではなく、構造分析の場とする
  - 経営・管理は環境と支援の条件で現場に応答する
-

# 【この研修で伝えたいこと】

---

- 身体拘束の問題は個人の問題ではない  
⇒この判断、誰と一緒に考えたか
- 葛藤を拾える組織が支援の質を高める  
⇒今日の支援で、迷った瞬間はどこか
- 組織が変われば支援は必ず変わる  
⇒その迷いを、共有できる場があるか

身体拘束適正化委員会はこれらを見える化し、変化を生む場

---